

令和3年 第9回農業委員会議事録

令和3年9月27日午前10時00分に第9回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

3 番 (小関 金也) 17 番 (西塚 喜行) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	小林 沢子	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 報第11号 | 農地法第18条の規定による解約通知について |
| 報第12号 | 農地法第4条第1項第9号該当確認願について |
| 議第35号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第36号 | 非農地証明について |
| 議第37号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議第38号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第39号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和3年 第9回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和3年第9回通常総会を9月27日（月）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸事務局長）

おはようございます。一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願い申し上げます。

（朗 読）

（岸事務局長）

ご着席願います。3番 小関金也委員、17番 西塚喜行委員より欠席する旨の連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は17名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。天気に恵まれて稲刈りなどの秋作業も進んでいるかと思えますけれども、新聞等では、米の値段が暴落しているとの報道がありまして、豊作を手放しで喜べない状態です。ただ、皆さんがっかりしないで、体調の維持を心掛け、けがのないよう十分注意して作業していただくようお願いいたします。挨拶にかえさせていただきます。

（岸事務局長）

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

只今より令和3年第9回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、16番 星川礼子委員、18番 本間俊悦委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をもって報告いたさせます。事務局長。

(岸事務局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。説明させていただきます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第12号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてご報告いたします。議案書1ページをご覧ください。案件は4件でございます。貸人、借人、両者による合意解約でございます。解約後の利用についてですが、No.1とNo.2が別人へ売買予定で、今月集積計画での申請がなされております。No.3とNo.4は未定となっております。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第12号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第13号「農地法第4条第1項第9号該当確認願について」を上程いたします。現地調査第3班主任、本間俊悦委員の報告・説明を求めます。

(18番 本間俊悦委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。笹原委員。

(7 番 笹原委員)

7 番 笹原です。現地確認の説明がありましたけれども、No.2 について、土地改良区より説明させていただきます。この地域は玉野地区の管理水利地でございます。その中で農地の転用に伴う水路の付替工事の申請や道路の舗装ということで案件がございましたけれども、この件につきまして、9 月 22 日に玉野地区維持管理委員会を、コロナ禍の影響で、三役会を開きまして、石川委員が土地改良区の理事として立ち会っておりますけれども、その内容について説明させていただきます。下柳地区の維持管理の方と慎重に審議いたしましたけれども、改良区としては概ね承諾しているのですが、下柳地区の区長さんとまた相談しながら、若干の時間の猶予をもらいまして、最終的には意見書が出ると思います。

今回は、4 条の確認、所謂報告ということで、議題であれば土地改良区の意見書の内容を述べさせていただくんですけれども、いずれにしても意見書が出る見込みですので、よろしくをお願いします。

(議 長)

只今、土地改良区から説明がありましたが、他にございませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第 13 号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

農地法第3条の規定による許可申請は10ページから11ページです。所有権移転についてご説明いたします。案件は4件です。No.1の渡人はその他贈与のため、No.2とNo.4の渡人は労力不足のため、No.3の渡人は農業廃止のためです。受人はNo.1からNo.4が経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.4は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。11ページをご覧ください。案件は2件です。No.1、No.2の貸人は相手方の要望のため、借人は新規就農のための貸借です。No.1、No.2は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。これより議第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第36号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第3班主任、本

間俊悦委員の報告・説明を求めます。

(18番 本間俊悦委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。伊勢村委員。

(13番 伊勢村委員)

13番 伊勢村です。No.1の芦沢ヲミの田んぼの件ですが、1番と2番についてなんですけれども、作況調査で回るところの奥になるかと思うんですけれども、圃場整備されているところでしょうか、最上川からの揚水をしている水利組合との関係はどのようになっているのでしょうか？

(事務局 挙手)

(議長)

事務局長。

(岸事務局長)

芦沢のヲミ原ですけれども、あちらは国営事業ではなくて、所謂団体営で整備したところだったかと思います。ですので、基本的には土地改良区管轄の土地でもないということで、本人の申請があり、現地調査主任の報告もありましたので、こちらの方で判断をお願いしたいと考えています。確か最上川の揚水機でなく地流水によって耕作しているところですので、水利組合もなく問題はないのではと考えています。

(議長)

笹原委員。

(7番 笹原委員)

7番 笹原です。非農地証明の件で。ヲミの件がございましたけれども、このあたりだ

いぶ前ですけれども、基盤整備を行うとって事業認可されまして予算もついたのですけれども、地元の反対で押し切れ予算を返納した経緯がございます。それから、1回か2回か、面積的に10何町歩あると思いますけれども、あのあたり耕作しないところが増えてきて、5町歩か10町歩くらいになるかもしれないですけど、今後また、基盤整備をすとなった場合、非農地証明を出したことで影響はないのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

(事務局 挙手)

(議 長)

事務局長。

(岸事務局長)

今の案件についてですけれども、経緯については私も存じ上げております。地元の同意が得られなかったので、事務局としては、将来的にはないんだらうなと認識しております。ただし、地元からもう一回ヲミ原地区の総合開発について打診があった場合ですが、当然、将来的に耕作者と繋ぎ合わせをしなくてはならないと考えています。その中で田んぼとして活用したいということであれば、そのような形で基盤整備を行います。基盤整備の中には必ず畑換地とかありますので、そういうものを活用した形で基盤整備が進むんだらうと想定しています。

(議 長)

笹原委員。

(7番 笹原委員)

7番 笹原です。非農地証明を出しても、基盤整備はできるということによろしいでしょうか。

(事務局 挙手)

(議 長)

事務局長。

(岸事務局長)

今申し上げたとおり、基盤整備の地区内で寄せるという作業ができますので、そのような措置はできるのではないかと考えています。

(議 長)

他にございませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。これより議第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第4班主任、星川礼子委員の報告・説明を求めます。

(16番 星川礼子委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。これより議第37号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、10番 沼澤克己委員の退席を求めます。

(10番 沼澤克己委員 退席)

(議 長)

それでは、現地調査第4班主任、星川礼子委員の報告・説明を求めます。

(16番 星川礼子委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。これより議第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。10番 沼澤克己委員、復席願います。

(10番 沼澤克己委員 復席)

(議長)

次に、議第39号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、議第39号尾花沢市農用地利用集積計画について説明いたします。議案書31ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借権設定が新規のみで171a、所有権移転は115a、計画面積合計は286aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借権設定は、田が87a、畑が83a、所有権移転は田が92a、畑が22a、合計しますと田が180a、畑が106aです。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は新規のみで、出し手2名、受け手2名、所有権移転は出し手2名、受け手2名、合計しますと、出し手が4名、受け手が4名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借権設定は、3年から5年が2件で171aです。次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が90kg、畑の現金が1万3千円、所有権移転は、田が7万2千円から19万9千円、畑が7万2千円です。

それではページ移りまして、32ページからは個別状況です。No.1からNo.2は新規の設定です。33ページは所有権移転で2件あります。ただ今説明しました計画要請の内容は、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。これより議第39号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和3年第9回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時44分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和3年9月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____